見附市妊産婦医療費助成事業のご案内

妊娠された方が安心して赤ちゃんを出産できるように
妊産婦期間に支払う医療費の一部を助成します。

対象者

見附市に住所（住民票）がある妊産婦
＊生活保護を受けている方、県障・県親の受給者証をお持ちの方は対象外です。

受給資格の登録

母子手帳を交付するとき（または転入手続きをするとき）に「妊産婦医療費受給資格認定申請書」を記入していただきます。手続き後、母子手帳に受給期間始期を記入します。受給期間終期は出生届を出したときに母子手帳に記入します。

助成対象期間

母子手帳を交付した日（または母子手帳をお持ちの方が転入した日）から出産（流産を含む）された月の翌月末日までです。

※申請期間は、受診した月の末日から２年後までです。

助成対象の医療費

１　保険診療（医科・歯科・調剤等）分が対象です。
※入院や帝王切開での出産も対象です。高額療養費や附加給付があり、実際の支払額が一部負担金より少ない場合は対象になりません。
２　保険診療適用外（健診など）は対象になりません。
※妊婦健診（定期健診）や、普通分娩で出産した場合は保険診療適用外なので対象になりません。

助成の内容　【令和３年４月から助成額引き上げ】

◆令和３年４月受診分から
保険診療分の医療費の自己負担額から、次の「一部負担金」を引いた額を助成します。
◆令和３年３月受診分まで
保険診療分の医療費の自己負担額から、次の「一部負担金」を引いた額の２分の１を助成します。
※助成金は後日、申請者の口座に振り込みます。

通　　院：１日　５３０円
（同医療機関で１か月４日まで。５日目以降の一部負担金はいただきません。）
入　　院：１日１２００円（差額ベッド代や食事負担額などは対象外です。）
訪問看護：１日　２５０円
調　　剤：一部負担金はいただきません。

高額療養費や附加給付などの給付がある場合
●高額療養費や附加給付などの給付がある場合は、その給付額と一部負担金を引いた額（令和３年３月受診分までは給付額と一部負担金を引いた額の２分の１）を助成します。助成申請時、支給決定通知書の写しを提出してください。提出がない場合は給付があったものとして助成額を決定します。
●支給決定通知書を受け取るために、給付の請求手続きが必要な場合があります。給付制度や支給決定通知書に関することは加入している健康保険（保険者）に確認してください。

助成の申請方法

申請書の提出
１回の申請ごとに１枚申請書を記入し、医療機関の領収書をまとめて一緒に提出してください。申請用紙はこども課の窓口でお渡しします。見附市ホームページでもダウンロードできますし、お手持ちの申請書をコピーして頂いてもかまいません。
※申請期間は、受診した月の末日から２年後までです。

申請時の持ち物
１　母子手帳
２　妊産婦本人の健康保険証
３　妊産婦本人名義の預金通帳
４　領収書の原本（保険点数･負担割合･診療科目･診療日･受診者名･領収印が確認できるもの）
■一度お預かりした領収書はお返ししません。原本が必要な場合は写しを提出してください。
■領収書を紛失してしまった場合、上記の項目が不足するレシートなどの場合は、医療機関で１か月分まとめた保険診療証明（申請書の下部にある証明書をご使用ください）をもらってください。（手数料などは自己負担です。）
■領収書は、のり付け･セロテープ止めなどをせず、そのまま提出してください。

郵送で申請する場合
●申請は、郵送でも受付けます。下記助成申請送先宛にお送りください。
●郵送費用は、自己負担になります。重さに注意して、必要な額の切手を忘れずに貼ってください。
●申請書の記入漏れや記入間違いがないように確認してください。
●妊産婦本人名義の振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳と妊産婦本人の健康保険証の写しを同封してください。
●こども課到着日を申請日とします。あらかじめご了承願います。

こんな時にはお届けを

１　氏名・住所が変わったとき
２　健康保険証の種類・記載事項（氏名など）が変わったとき
３　流産したときはこの医療費助成を申請する際で結構ですので、お知らせください。

確定申告をする予定の方へ

一度お預かりした領収書はお返ししません。確定申告などで領収書の原本が必要な方は、領収書の写しを提出してください。写しを用意するのが難しい場合などは、こども課にご相談ください。

助成申請送付先
〒954-8686　見附市昭和町２丁目１番１号
見附市教育委員会こども課元気子育て係

問い合わせ先
見附市役所４階　教育委員会こども課
TEL　0258-62-1700(内線 442)
FAX　0258-63-5003